

15年ぶりの法改正でどうなる！？

改正食品衛生法と今後の取組みのポイント

厚生労働省では、食品の安全性の更なる向上を図るため、HACCPによる食品の衛生管理の制度化や営業許可制度等の見直しを含めた、食品衛生法の改正が進められています。

15年ぶりとなる今回の改正では、

1. HACCPによる衛生管理の制度化
2. 営業届出制度の創設及び許可制度の見直し
3. 食品用器具・容器包装の規制の見直し（ポジティブリスト制度の導入）
4. 食品リコール情報を把握する仕組みの構築



の4点が主なものとなります。

そこで、改正の内容や改正によってどういうことに取り組みなければならなくなるのかを、いち早くお知らせするためセミナーを県内4カ所で開催します。ぜひご参加ください。

開催日程

3/26
(月)

【浜田会場】 9:30～11:30 浜田合庁2F 大会議室

【大田会場】 14:30～16:30 大田商工会議所2F 会議室2

3/27
(火)

【松江会場】 9:30～11:30 松江合庁6F 601会議室

【雲南会場】 14:30～16:30 チェリヴァホール3F 大会議室

内容

- ①改正食品衛生法案の概要について
- ②法改正による取組むべきポイント（基準B手引書の考え方など）
- ③しまね産業振興財団が実施する平成30年度HACCP関連支援制度紹介

講師

- ①・②さんいん食まる 代表 石橋 治氏
副代表 松本 恵理氏
- ③しまね産業振興財団 担当者



主催：公益財団法人しまね産業振興財団

後援：島根県

協力：石見ネットワーク会議（事務局：島根県西部県民センター商工労政事務所）

お申し込みは裏面をご利用ください



FAX : (0855) 22-0577



「改正食品衛生法と今後の取組みのポイント」参加申込書

下記フォームに必要事項を記載の上、FAXまたはメールでお送りください。

■開催日程

	浜田会場	大田会場	松江会場	雲南会場
日時	3月26日(月) 9:30~11:30	3月26日(月) 14:30~16:30	3月27日(火) 9:30~11:30	3月27日(火) 14:30~16:30
場所	浜田合庁 2F大会議室	大田商工会議所 2F会議室2	松江合庁 6F601会議室	チェリヴァホール 3F大会議室

■お申込み内容

希望会場 いずれかに○印を 記入してください	浜田会場 3月26日(月) 9:30~11:30	大田会場 3月26日(月) 14:30~16:30	松江会場 3月27日(火) 9:30~11:30	雲南会場 3月27日(火) 14:30~16:30
企業名				
所在地	〒			
連絡者	所属		電話 FAX	
	氏名		E-mail	
参加者氏名	部署・役職名		ふりがな ご氏名	

※本講座受講にあたり開示いただいた個人情報(は、説明会実施に係る運用・管理及び説明会後のアンケート、また当財団からの事業紹介やアンケート調査など、当財団の活動の範囲以外で使用することはありません。

【お問い合わせ先】

〒697-0034 島根県浜田市相生町1391-8 (シティパルク浜田2F)
 公益財団法人しまね産業振興財団 石見事務所 (安田・浅野・吉田)
 電話 : 0855-24-9301 FAX : 0855-22-0577
 E-mail : iwm@joho-shimane.or.jp